

令和4年度第3回川崎市社会教育委員会議

宮前市民館専門部会次第

日 時 令和4年12月13日(火) 午前10時から12時
会 場 宮前市民館 第4会議室(4階)

1 あいさつ

2 資料確認等

3 議事

(1) 報告事項

宮前市民館・菅生分館の社会教育振興事業について

(2) 協議事項

今期の研究課題について

(3) その他

令和5年度宮前市民館・菅生分館 市民自主学級・市民自主企画事業について

4 その他

令和4年度第3回 川崎市社会教育委員会議
宮前市民館専門部会（12月13日）配付資料一覧

- 資料1 令和4年度 宮前市民館社会教育振興事業実施状況
資料2 令和4年度 宮前市民館菅生分館社会教育振興事業実施状況
資料3 令和5年度 宮前市民館・菅生分館市民自主学級・市民自主企画事業募集
実施概要

(参考)

●宮前市民館だより

第244号（10月1日発行）、第245号（12月1日発行）

●菅生分館だより

第174号（1月1日発行）

●宮前市民館事業チラシ

○「みやまえ子育てフェスタ」

課題別連携事業

○「現代の人権問題～人権を尊重した生き方を学ぶ～」

平和・人権・男女平等推進学習

○「保育ボランティア養成講座」

保育ボランティア研修

○「地域ので学校を元気に！放っておけない子どもたちの放課後」

地域の寺子屋事業コーディネーター養成講座

○「スマホ相談会 12月」

○「スマホ相談会 1月」

現代的課題学習事業

○「高齢者のためのインターネット講座」

高齢者セミナー

○「お金からジェンダーを考える」

平和・人権・男女平等推進学習

○「古墳にこーふん！最終回」

市民自主企画事業

●菅生分館事業チラシ

○ 魅力発見ウォーキング コロナに負けるな！楽しく元気に仲間づくり

高齢者セミナー

○ 学んで安心、初めてのスマホ

現代的課題学習事業

○「おしゃべりサロンすがお これからの予定」

課題別連携事業

●生涯学習情報誌「ステージ・アップ」 Vol. 243

令和4年12月13日現在

	事業名〔愛称〕	内 容	日 程	対象・参加状況
通年事業・準通年事業	識字学習活動 昼・夜	日本で生活する外国人が、日常生活に必要な基礎的 日本語を学ぶとともに、日本人と外国人が互いの文化 等を学び合うことで、多文化共生社会をめざす。	☑ 4/15～3/10 金 10:00～ 12:00 全 32 回 保育つき（今 年度は保育中止予定） ☑ 4/13～3/8 水 19:00～ 20:30 全 34 回	☑ 参加者：13 人 ☑ 参加者：16 人
	障がい者社会参加活動 〔みやまえウィンス〕	障がいのある人の社会参加を図るため、障がい者も健 常者も共に余暇活動や交流を行い、共生社会をめざ す。	5/8 ～ 3/12 日 10:00 ～ 12:00 全 10 回	参加者：25 人(定員 25 人) ボランティア：14 人
	P T A 家庭教育学級 講師派遣	市内小学校 P T A 等で開設される、家庭教育学級の 開設の支援及び講師謝礼を補助する。	宮前区及び高津区(一部)の小 学校などにて開設予定	参加申込学校数：17 校
	課題別連携事業 〔おもちゃ病院〕	壊れたおもちゃを直すことを通じて、物を大切にす る心を育むとともに、交流を図る。	偶数月の第 4 日曜日	件数：22 件(4/24)、25 件 (6/26)、29 件 (8/28)
	現代的課題学習事業 〔スマホ相談会〕	昨年度市民エンパワーメント研修を受講したメンバ ーが、スマホボランティアとして、スマホの基本操作などの相 談に乗ります。	8 月から毎月第 1 木曜日 月により市民館か向丘出張所で 実施	件数：18 件 (8/4)、15 件 (9/1)、15 件 (10/6)、 15 件 (12/1)
終了	識字ボランティア 研修（夜クラス）	識字学習活動等に参画するボランティアの資質の向上 を図り、多文化共生の地域社会をめざす。	7/20 水 18:00～20:00	対象：宮前市民館で識字ボラ ンティア活動中の方 30 人 参加者：18 人、
	識字ボランティア 研修（昼クラス）	識字学習活動等に参画するボランティアの資質の向上 を図り、多文化共生の地域社会をめざす。	11/4 金 14:00～16:00	対象：宮前市民館で昼クラス を担当している識字ボランティア 活動中の方 12 人 参加者：12 人
	シニアの社会参加支援 事業 「自分史を作って、新 たな 1 歩を！」	今までの人生を振り返りながら、昔興味があったものや、 自分でも気が付いていなかったことの発見など、これから の活動に結び付け何かを見つけてみる。 また、様々な地域活動の体験も実施。	5/18～7/20 水 14:00～ 16:00 全 10 回	対象：概ね 50 歳以上の人 20 人 参加者：20 人
	青少年教室 〔宮前市民館発、地元 アドベンチャー！イベ ントを楽しもう！〕	中高生を対象に、市民館主催の子どもを対象としたイ ベントと一緒に企画や活動をしてくれる仲間を募集し、 いつもと違う仲間と、地域での活動に一步を踏み出して みることにチャレンジしてもらおう。	8/7～11/27 日 10:00～ 12:00 全 8 回	対象：中高生など 20 人 参加者：7 人
	市民自主学級 〔宮前を知って歩いて 楽しもう〕	郷土の成り立ちや文化を知って、歩いて、楽しみむと ともに、町の人たちと交流しながら仲間づくりをする。	9/25 (日)～12/11 (日) 10 時～12 時	対象：関心のある方 30 人 参加者：30 人
	☑ 区役所多様な主体の 社会参加推進事業 〔夏休み子ども あそびランド〕	子ども対象のイベントに、地域で活動をしている大人が 遊びの達人として、区内の市民団体及び中高生サポ ーターなど多様な立場の人々などが参加、交流することで 地域コミュニティ創造の一助とする。	・8/20(土)、21(日) 10:00～12:00	参加者 ・達人 69 人 ・サポーター 53 人 ・来場者 980 人
	課題別連携事業 〔みやまえ子育てフェ スタ 2022〕	「ゆっくり深呼吸、心のマスクをはずそうよ」をテーマに子 育てに関わる人を応援するイベントを開催する。	10/22 土 10:00～15:00 (9/24(土) プレイイベント「0 歳 からのファミリーコンサート」を開 催)	参加者：1,000 人
	保育ボランティア 研修	市民館登録ボランティアの情報交換を行うとともに、地 域の子どもたちを見守る活動や保育園の現状を知り、 これからの市民館保育に向けて今できることを考える。	11/11～12/9(金) 10:00～ 12:00 全 5 回	対象：関心のある方 20 人 参加者：20 人

令和4年度 宮前市民館社会教育振興事業実施状況

令和4年12月13日現在

開設中	家庭・地域教育学級 〔宮前親子学級〕	子どもが本来持つ、自ら育つ力を知る。親も自分自身を大切にし、これからの自分を考える。地域で子育てしやすい環境づくりに関わることができるようにする。	9/1～12/15 木 10:00～12:00 全15回(別室保育)	対象：平成31年4月2日以降生まれの第一子の保護者12人 参加者：9人
	市民自主企画事業 〔古墳にこーぶん！宮前は古墳の王国だった！〕	あまり知られていない宮前区内の古墳について、親子やお孫さんと、楽しく歴史が学べることができ、地元への関心を強めてもらう。	8/4、10/23、1/15 全3回	対象：関心のある方15組(8月) 関心のあり方20人(10月) 参加者：18人(10組) 20人(10月)
	市民自主企画事業 〔Let's Enjoy Your Song～みんなでうたおう!!～〕	歌の背景にある「エピソード・秘話」などを学び、歌を通じて認知症予防、高齢者の外出機会や学習機会の提供のきっかけとする。	9/6(火)～2/7(火) 10時～12時	対象：関心のある方40人 参加者：40人(申込数111人)
	寺子屋コーディネーター養成講座	放課後に学校で学習支援を行い、土日に体験活動をする地域の寺子屋を運営するコーディネーターを養成する。中原・高津・宮前市民館による合同開催。	11/30(水)～12/21(水) 14:00～16:00 全5回	対象：関心のある方 参加者：5人
	平和・人権・男女平等推進学習1 「現代の人権問題」	「人権を尊重した生き方を学ぶ」を主題に、人権を「他人事ではなく「自分事」として考えるきっかけとする。	11/10(木)～12/22(木) 10:00～12:00 全5回	対象：関心のある方 参加者：11人
	現代的課題学習活動 「シニアの体力アップと認知症予防を考える」	シニア世代の健康と体力の向上を目指した体力づくりや、認知症予防や仲間づくりなど、元氣なシニアライフを送る手助けとなる講座とする。	11/17(木)～12/15(木) 14:00～16:00 全5回	対象：概ね40歳以上の方 参加者：18人

開設予定	平和・人権・男女平等推進学習2 「お金からジェンダーを考える」	様々な方向から「お金」を考えながら、「女性の貧困」「夫婦とお金の関係」「法律から見るジェンダー問題」など、ジェンダー(社会的性差)について考えます。	1/12～3/16(木) 10:00～12:00 全9回	対象：関心のある方20人
	高齢者セミナー 「高齢者のためのインターネット講座」	現代において多くの人々が利用しているインターネットについて、高齢者の方は敬遠されている方も多くみられます。スマホやタブレットを使用し安全に安心してインターネットの利用ができるように手助けをします。	1/12～2/9(木) 10:00～12:00 全5回	対象：50歳以上の方15人
	市民エンパワーメント研修	新たに「スマボラみやまえ」として活動をしてくれるボランティアの育成を行う。	2/10～3/10(金) 14:30～16:30 全5回	対象：スマホボランティアとして活動ができる方15人
	生涯学習交流集会	企画中	3/11 土 開催予定	
	区役所宮前区地域人材育成指針関連事業 「防災についても一度見つけ直してみませんか」	「宮前区地域人材育成に係る基本方針」に基づき、区役所各課と連携して地域人材を養成する。今年度は危機管理担当との連携し、災害が起こった後に自分たちが地域でできることを学びます。	3/2・3/9・3/23(木) 14:00～16:00 全3回	対象：関心のある方20人

	事業名 [愛称]	内 容	日 程	対象・参加状況
通 年 事 業 ・ 準 通 年 事 業	課題別連携事業 [おもちゃ病院]	壊れたおもちゃを直すことを通じて、物を大切にすることを育むとともに、交流を図る。	奇数月の第 2 日曜	件数：8 件(5/8)、6 件(7/10)、 5 件(9/11)、8 件(11/13)
	課題別連携事業 [おしゃべりサロンすがお]	孤立しがちな人々が気軽なおしゃべりができる場としてサロンを開催し、気分転換や新たな人間関係を育み、健康的で主体的な生活を楽しみながら、ふれあい・支えあいの地域づくりを目指す。	毎月第 4 木曜午前 (12 月のみ第 3 木曜)	参加人数：16 人(4/28)、 18 人(5/26)、18 人(6/23)、 15 人(7/28)、22 人(8/25)、 10 人(9/22)、24 人(10/27)、 16 人(11/24)
	学習情報提供・学習相談事業	市民の主体的な学習活動・市民活動の支援策の一環として、様々な学習情報・市民活動情報を収集・整理し、適切な形で公開・提供する。また、求めに応じ、市民及び市民グループなどの生涯学習に関する相談に対し、情報提供、助言を行う。	随時	11 月末現在 36 件
終 了	市民インパ ^o ワークメント事業 [保育ボランティア入門講座]	保育ボランティアの必要性と子育て支援の大切さを学び、地域に貢献できる人材を育成する。また、講座終了後は実際に保育ボランティアとして活躍できる場を提供し、仲間づくりや子育て中の人たちを地域で支えあう優しい地域づくりにつなげる。	5/17、24、31、6/7、14、21 火曜午前 全 6 回 (先着順)	定員 20 人 参加人数 18 人 (うち 3 人は一度も参加せず) 14 人(5/17)、14 人(5/24)、 13 人(5/31)、15 人(6/7)、 13 人(6/14)、14 人(6/21) ※10 人が市民館保育活動に参加
	青少年教室事業 [地域で探す『マナビ』のタネ]	学習機会を提供し、地域の中での仲間づくり、つながりづくりを促進する。今回は、小学生に焦点をあて、地域で活動している団体と連携して講座を企画・運営することで、地域を知り、世代間交流を図りながら学びを体験する。	7/27 水墨画体験 8/4 紙芝居を見て戦争を考える 8/13 自然エネルギー工作 8/23 動画制作体験 10 時～12 時 (抽選) (8/23 のみ 13 時～16 時)	定員 各回 15 人 10 人(7/27) 水墨画体験 11 人(8/4) 紙芝居を見て戦争を 考える 12 人(8/13) 自然エネルギー工作 12 人(8/23) 動画制作体験
	シニアの社会参加支援事業 「人生 100 年時代 体ととのえ健やかライフ！ ～今を楽しみ、未来に備える～」	コロナ禍において、より重視されるフレイルの予防について学び、フレイル予防のための具体的な行動を実践する。また、人生 100 年時代を生き生きと過ごす仲間づくりのきっかけとする。	6/2、9、16、23、30 木曜日 14 時～16 時 全 5 回 (抽選)	定員 20 名 原則として、概ね 50 歳以上 19 人(6/2)、19 人(6/9)、 18 人(6/16)、17 人(6/23)、 17 人(6/30)
	高齢者セミナー [魅力発見ウォーキング コロナに負けるな！ 楽しく元気に仲間づくり]	コロナ禍で引きこもりがちになった高齢者。受講者同志交流しながら、外出の機会を設け、歩くことで体力・気力の回復を目指す。また、一緒に学びあい生き生きと暮らし過ごす地域の仲間づくりにつなげる。	11/9、18、30、12/7 10 時～12 時 (11/30 は 13 時～19 時 30 分まで、12/7 は 9 時 30 分～12 時) 全 4 回 (抽選)	定員 21 人 原則、宮前区在住で全回出席できる概ね 65 歳以上の方 19 人(11/9)、17 人(11/18)、 20 人(11/30)、20 人(12/7)
	現代的課題学習事業 [学んで安心、初めてのスマホ]	コミュニケーションツールの一つとしてスマートフォンを有効活用できるようになってもらい、仲間づくりの一助にしよう。	12/5、12 時～14 時 (先着順)	定員 14 人 13 人 (12/5)
	市民自主学級事業 [我が故郷 向丘村の人・川との関わり]	市民と分館の協働により、地域や社会の課題解決に市民自らが取り組むために必要な学びの場を創り、市民の主体的な学習活動や市民活動を活性化させる。	8/24、9/7、21、10/5、19、 11/2 水曜午前 (先着順) 全 6 回	定員 20 人 第 1 回のみ公開講座 (20 名) 18 人 + 公 20 人 = 合計 38 人 (8/24)、17 人(9/7)、 16 人(9/21)、17 人(10/5)、 17 人(10/19)、17 人(11/2)
	開 設 中	家庭・地域教育学級 [赤ちゃん期の今だからできる こと。きいてみよう！やってみ よう！]	戸惑いが多い初めての子育てで、子どもの育ちで大切なことを学び、地域の仲間と話すことで自分たちの子育てに自信を持ち、学びや体験を共有することで地域における仲間づくりを図る。	9/13、10/2、16、25、11/8、 22、12/6、20 火曜午前 (第 2、3 回は日 曜) 全 8 回 (抽選)
市民館保育活動		親等の学習活動への参加を促進し、乳幼児の社会的成長を支援するために、主催事業に適宜併設する形で保育活動を実施する。	家庭・地域教育学級 [赤ちゃん期の今だからできること。 きいてみよう！やってみよう！] で 保育補助	6 人(9/13)、5 人(10/2)、 6 人(10/16)、7 人(10/25)、 6 人(11/8)、7 人(11/22)、 5 人(12/6)

宮前区市民自主学級・自主企画事業

思いをカタチにする スタートブック 2022

～あなたがつくる“学びの輪”～



あなたの力で、
まちをもっと楽しく。

誰もが暮らし
やすいまち

人権

地域で
子育て

まちの
環境

シニアが
いきいきと活躍
するために

地域の魅力
を知る

「こうなったらいいな」を、みんなで共有してみませんか。

川崎市教育委員会では、地域や社会全体がもつ課題やこんな“まち”になったらいいなという思いを、みんなで共有し互いに学びあうことで、解決や実現をめざす事業を実施しています。それが、市民自主学級・市民自主企画事業（以下、「学級・事業」）です。

市民自主学級

同じ参加者が、月に1回程度以上の頻度で、継続的に、1回2時間を目安として短期間(5～9回)または長期間(10～15回)で学習します。続けることで、考えを深めていく学びの形態が「学級」です。

市民自主企画事業

発表会、展示会、シンポジウム、フォーラム、鑑賞会、マップ作成、調査研究など、自由な発想で行えます。参加者を毎回特定せずに、より多くの人と学びを共有するものが「企画事業」です。

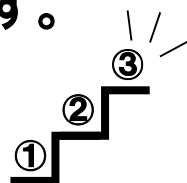
学級・事業とも、人と人をつなげる学びの場を、市民のみなさんと市民館が手を携えて創っていきます。そして、学びの仕掛け人として中心を担うのは、声を寄せてくださる“あなた”です！市民が中心となって企画・運営を進めていくことも、生涯学習や市民活動、地域づくりのための学びの一つと考えています。

企画の実現までには、3つのステップがあります。

① 相談しながら企画提案書をつくります

まずは、この冊子をよくお読みになってください。

次に、あなたがどのような学びにしたいのかを言葉にして、「企画提案書」にしてみましよう。すると、あなたの考えを客観的に見ることができ、どんな意図で、誰を対象に、何をテーマにした学びにしたいのかがよくわかります。企画提案書を書く段階から市民館・分館の職員も一緒に考えますので、お気軽にご相談ください。相談のときから「学びの場づくり」は始まっています。



② 選考会で、企画に対する思いを伝えます

企画提案書をもとに、選考会で企画の内容を説明します。この事業の趣旨を活かした課題の捉え方、公益性、学級・事業修了後の学びの広がりなどを基準として、社会教育委員会（宮前市民館専門部会）において選考します。

③ 学級・事業が決定したら、企画を具体化していきます

市民館・分館の職員とともに、具体的な内容や日程、会場、広報などを一緒に考えていきます。

市民自主学級 実施要領

1. 趣 旨

この要領は、川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱に基づき、宮前市民館及び菅生分館が市民自主学級を実施するために、必要な事項を定めるものとします。

2. 学級の目的

- (1) 地域や社会の課題などの解決に向けた市民の学習の場づくりを、市民と行政が協働して行い、市民のみなさんが自主的に企画・運営するものとして、生涯学習・市民活動を推進し、地域づくりへの参画を支援することを目的とします。
- (2) 学級の実施にあたっては、広く市民に呼びかけて参加者を募るものとし、市民が担い手となって市民同士の学び合いの場を創ることを通して、新しい公共性の確立及び自主的な市民学習グループ・団体（以下「団体」という。）の力量形成を目指します。

3. 提案できる団体・個人

個人については、宮前区（菅生分館については向丘地区（*¹））に在住・在勤・在学している方とします。団体については、宮前区（菅生分館については向丘地区（*¹））内を主な活動場所とする団体とし、5人以上の会員があり、広く入会を受け入れ、民主的に運営されている団体とします。

（*¹）：犬蔵、五所塚、潮見台、神木本町、白幡台、菅生、菅生ヶ丘、平、南平台、初山、水沢
ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 団体の活動目的が、営利を目的とするもの、特定の政党・政治団体・宗派・宗教団体の利害に係るもの、公共の利益に反するもの。
- (2) 川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。）（以下「専門部会」という。）の委員又は委員が所属している団体。
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等、又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項、又は第2項に規定する行為をしている者。
- (5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号にいずれかに該当及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者。
- (6) 公序良俗に反する団体又は個人。

4. 継続して提案できる条件

提案は、単年度ですが、学級の継続を希望する場合は、改めて学級の提案をしてください。継続する事業内容に発展性が見られると実施館が判断した場合に限り、概ね通算3年度まで実施することができます。

また、実施館が次のいずれかに該当していると判断する場合は、3年度を超えて提案をすることができますが、6年度を超えて提案することはできません。

- (1) これまでの学習成果を活かして、地域における新たな学習活動へ発展することが見込まれる。
- (2) これまでの学習成果を活かして、地域の課題解決に取り組む市民活動へ発展することが見込まれる。
- (3) これまでの学習成果に基づき、成果物（報告書など）をまとめ、地域に公表することが見込まれる。
- (4) 災害等により、学級を開設できなかつたと認められる。

5. 学級の対象

地域や社会の課題の解決に市民自ら取り組んでいくために必要な知識・情報や、市民同士の論議を深める機会を継続的に学習し、今後の地域づくりへの参画についての力量を高めることをめざしたものとします。また、市民同士の協働により、地域における暮らしの質を高め、社会参加を促進することを目的とした継続的な学習も対象とします。

ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 令和元年度に宮前市民館又は菅生分館の主催事業として実施された学級と、内容が同じもの。
- (2) 提案した団体が地域において、すでに実施している学級。ただし学級の継続を希望する場合はこの限りではない。
- (3) 趣味、スポーツ、レクリエーション及び個人の利益に帰結するもの。
- (4) 営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けることを目的とするもの。単に会場の無料使用や広報（個人や団体のPRなど）を目的としたもの。
- (5) 政治活動及び宗教活動を目的とするもの。
- (6) 施設等の建設や整備を目的としたもの。
- (7) 国、地方公共団体、外郭団体から当該学級の委託・補助・助成を受けているもの。
- (8) 公序良俗に反するもの。

6. 学級の開設期間、内容など

- (1) 学級の開設期間は、2022（令和4）年4月1日～2023（令和5）年3月31日の単年度とします。
- (2) 学級の主催は、川崎市教育委員会とします。
- (3) 学習内容を検討する際には、「教育文化会館・市民館・分館 市民自主学級・市民自主企画事業 企画提案に向けてのポイント」に留意してください。
- (4) 学級での学習は、募集した参加者が原則全ての回を受講する継続的な学習とします。回数は、おおむね1回2時間程度の学習を、短期学級では5回～9回、長期学級では10回～15回開催するものとします。開催間隔は、毎週・隔週などが考えられますが、継続性を高めるために最大1か月の間隔とします。
- (5) 学級の開設に先立って、市政だより、市民館だより、チラシなどで学習計画を公表し、参加者を公募するものとします。その際の公募定員は20人以上とし、申込受付は宮前市民館又は菅生分館で行います。
学級参加者の対象は、宮前区の在住・在勤・在学者を原則としますが、他区からの参加者も可とします。ただし、学習の趣旨に即して年齢、対象地域を限定することは可能です。
- (6) 受講料については無料とします。ただし、受講者個人にかかわる教材費・保険料・保育料など受益者負担となる費用については、受講者から徴収してください。教材費などを徴収した場合は、収支を精算し、その執行状況を参加者と市民館に報告する事が必要です。
- (7) 開催場所は、宮前市民館については、宮前市民館（ただし、大ホールは除く。）又は宮前区内の公共

性のある施設等とし、菅生分館については、菅生分館又は向丘地区（*1）内の公共性のある場所とします。

- (8) 学習形態については、学級の趣旨に即して、講義形式だけでなく、話し合い・討論、グループワーク、ワークショップ、実地踏査、調査などを取り入れ、共同学習としての成果を高める工夫をするものとします。また、異なった立場、考え方の人が対等に意見交換できるよう配慮が必要です。
- (9) 講師・指導者・助言者などについては、専門家だけでなく、地域課題・生活課題についての当事者・市民活動関係者に事例報告・話題提供などを依頼することも、市民同士の学びあい・交流を促進する上で重視したい点です。
- (10) 学級の開設による成果物等については、川崎市に帰属します。

7. 提案方法

(1) 提出書類

団体の応募にあたっては、市民自主学級を提案する場合は市民自主学級企画提案書（第1号様式）を提出するとともに、次の書類を提出してください。ただし、個人が応募する場合には企画提案書及び個人に関する申出書（第4号様式）を提出します。

- ア 団体の規約
- イ 会員名簿
- ウ 前年度の活動報告書・決算書
- エ 今年度の活動計画書・予算書
- オ 団体に関する申出書（第3号様式）

(2) 提出期間 2022（令和4）年1月6日（木）から1月21日（金）午後5時までです。

郵送の場合は1月21日必着とします。直接持参とメールについては1月21日午後5時までです。

(3) 提出方法 直接持参かメール、郵送とします。（FAXは不可とします）

「市民自主学級企画提案書（第1号様式）」を確認し、市民自主学級の趣旨及び実施要件を満たさないと判断した場合は、その理由を明らかにし、受理しないことがあります。

なお、ご提出前に、必ずご相談にお越しくください。（説明会時の相談も含む）事前にご相談されずにご提出いただいた場合は、提案要件を満たしていても受理しかねることがあります。

(4) 提出先

宮前市民館 〒216-0006 川崎市宮前区宮前平2-20-4 宮前市民館

メールアドレス 88miyasi@city.kawasaki.jp

菅生分館 〒216-0015 川崎市宮前区菅生5-4-11 菅生分館

メールアドレス 88sugasi@city.kawasaki.jp

8. 学級の選考など

- (1) 提案された企画提案書については、専門部会において川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条に基づき非公開により、選考を行います。
- (2) 学級の選考にあたっては、予算、労力、施設の適正使用などを考慮し、実施可能な範囲で選考します。
- (3) 提案内容が、市民自主学級以外の宮前市民館事業又は菅生分館事業で実施することが適当だと考えられる場合は、宮前市民館又は菅生分館と応募された団体又は市民（個人）と協議の上、移行することがあります。
- (4) 市民（個人）から提案された企画案が選考された場合は、改めて公募した企画運営委員と提案した市民（個人）を含めた5人以上で企画運営委員会等を組織し、学習計画を協議した上で、学級を開設します。

- (5) 学級の計画・運営段階において不都合が生じたとき宮前市民館又は菅生分館が判断した場合は、学級の開設を取り消すことがあります。
- (6) 予算に残額が生じた場合は、再募集をする場合があります。

9. 宮前市民館及び菅生分館の役割

- (1) 経費については、川崎市の委託料とします。学習計画ができた段階で、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）により川崎市と企画運営委員会又は団体との間で委託契約を交わし、学級の開設前に一括して支払うものとします。
委託契約にあたっては、企画運営委員会又は団体は、所定の書式による見積書・事業計画書（学習計画書）等を提出していただきます。
- (2) 委託金額については、短期学級75,000円、長期学級150,000円を上限とします。なお、保育の併設が必要と認められた学級については、短期学級20,000円、長期学級40,000円を限度に保育謝礼金として加算します。
- (3) 支出の費目については、講師等謝礼、保育謝礼、消耗品費、印刷費、通信費、会場使用料、物品借上げ料等とします。
講師等謝礼の額は、川崎市教育委員会社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表に準ずるものとします。また、受託した企画運営委員会又は団体のメンバーに講師謝礼等を支払うことはできません。
保育謝礼は、予算編成に応じて、委託料・参加者からの実費徴収のいずれかで支弁するか、又それぞれの合算とすることができます。
- (4) 会場と広報の協力
 - ア 会場を宮前市民館又は菅生分館とした場合、教育委員会主催事業として会場使用料は無料となります。
 - イ 内容を確認し、チラシの公共機関などへの配布の手配、川崎市、宮前市民館又は菅生分館ホームページへの掲載など。（チラシなど広報物を職員と一緒に作成することもできます）
- (5) 企画運営会議への参画
よりよい学級を目指して、企画運営委員会又は団体と市民館職員で構成される企画運営会議を開催します。この会議では、企画運営委員会又は団体と市民館双方が対等の立場で建設的な意見を交わし、具体的な学級の企画や開設方法などを協議していきます。

10. 個人情報の取扱い

学級の運営にあたり、知り得た個人情報は、次の点に留意し漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を取り、適正な維持管理を行い、学級終了後速やかに破棄するものとします。

- ア 個人情報を目的以外に利用しないものとします。
- イ 個人情報を主催者以外へ提供しないものとします。
- ウ 個人情報を複製しないものとします。
- エ 個人情報の受信及び送信並びに記録媒体の收受、送付及び管理・保管は宮前市民館の保有個人情報管理責任者が行うものとします。
- オ 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等が発生した場合は速やかに宮前市民館の保有個人情報管理責任者に報告し、その指示に従うものとします。

11. 実績報告及び内容の公表

学級終了後速やかに、関係書類（事業報告書、参加者名簿、出席簿、学級日誌等）を添えて、委託業務完了届一式（委託業務完了届・収支報告書・実施報告書）を提出するものとします。また、学級の公

正性、透明性を高めるため、別途学習成果を宮前市民館又は菅生分館が主催する生涯学習交流集会等で、報告・公開するものとします。

12. その他、関係する要綱など

この学級は、別途定める川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱によるものとします。

市民自主企画事業 実施要領

1. 趣 旨

この要領は、川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱に基づき、宮前市民館及び菅生分館が市民自主企画事業を実施するために、必要な事項を定めるものとします。

2. 事業の目的

- (1) 地域や社会の課題などの解決や地域の特性に応じた生涯学習・文化・芸術の振興や、様々な世代・立場の市民の交流、市民活動のネットワーク化などに向けた多様な形態での学習事業を、市民と行政が協働で事業を進める中から、実効性のあるパートナーシップのあり方についての相互理解を深め、今後の地域づくりへの市民の参画力を高めることを目的とします。
- (2) 事業の実施にあたっては、広く市民に呼びかけて参加者を募るものとし、市民が担い手となって市民同士の学び合いの場を創ることを通して、新しい公共性の確立及び自主的な市民学習グループ・団体（以下「団体」という。）の力量形成を目指します。

3. 提案できる団体・個人

個人については、宮前区（菅生分館については向丘地区（*¹））に在住・在勤・在学している方とします。団体については、宮前区（菅生分館については向丘地区（*¹））内を主な活動場所とする団体とし、5人以上の会員があり、広く入会を受け入れ、民主的に運営されている団体とします。

（*¹）：犬蔵、五所塚、潮見台、神木本町、白幡台、菅生、菅生ヶ丘、平、南平台、初山、水沢
ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 団体の活動目的が、営利を目的とするもの、特定の政党・政治団体・宗派・宗教団体の利害に係るもの、公共の利益に反するもの。
- (2) 川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。）（以下「専門部会」という。）の委員又は委員が所属している団体。
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等、または同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項、または第2項に規定する行為をしている者。
- (5) 下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号にいずれかに該当及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者。
- (6) 公序良俗に反する団体または個人。

4. 継続して提案できる条件

提案は単年度ですが、事業の継続を希望する場合は、改めて事業の提案をしてください。継続する事業内容に発展性が見られると実施館が判断した場合に限り、概ね通算3年度まで実施することができます。

また、実施館が次のいずれかに該当していると判断する場合は、3年度を超えて提案をすることができますが、6年度を超えて提案することはできません。

- (1) これまでの学習成果を活かして、地域における新たな学習活動へ発展することが見込まれる。
- (2) これまでの学習成果を活かして、地域の課題解決に取り組む市民活動へ発展することが見込まれる。
- (3) これまでの学習成果に基づき、成果物（報告書など）をまとめ、地域に公表することが見込まれる。
- (4) 災害等により、事業が実施できなかつたと認められる。

5. 事業の対象

地域や社会の課題の解決に市民自ら取り組んでいくために必要な知識・情報や、市民同士の論議を深める機会を提供するものとします。また、市民同士の協働により、地域における暮らしの質を高め、社会参加を促進することを目的とした生活文化・技術に関する学習も対象とします。

ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 令和元年度に宮前市民館又は菅生分館の主催事業として実施された事業と、内容が同じもの。
- (2) 提案した団体が地域において、すでに実施している事業。ただし事業の継続を希望する場合はこの限りではない。
- (3) 趣味、スポーツ、レクリエーション及び個人の利益に帰結するもの。
- (4) 営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けることを目的とするもの。単に会場の無料使用や広報（個人や団体のPRなど）を目的としたもの。
- (5) 政治活動及び宗教活動を目的とするもの。
- (6) 施設等の建設や整備を目的としたもの。
- (7) 国、地方公共団体、外郭団体から当該事業の委託・補助・助成を受けているもの。
- (8) 公序良俗に反するもの。

6. 事業の実施期間、内容など

- (1) 事業の実施期間は、2022（令和4）年4月1日～2023（令和5）年3月31日の単年度とします。
- (2) 事業の主催は、川崎市教育委員会とします。
- (3) 学習内容を検討する際には、「教育文化会館・市民館・分館 市民自主学級・市民自主企画事業 企画提案に向けてのポイント」に留意してください。
- (4) 事業での学習は、多文化共生事業をはじめ、文化・芸術鑑賞、世代間交流、地域の歴史に関する事業など様々な分野が考えられます。回数などについては規定がありませんが、1回～5回程度が望ましいと思われます。参加者も、回ごとに募集して差し支えありません。
- (5) 事業の実施に先立って、市政だより、市民館だより、チラシなどで学習計画を公表し、参加者を公募するものとします。その際の公募定員は20人以上とし、申込受付は宮前市民館又は菅生分館で行います。

事業参加者の対象は、宮前区の在住・在勤・在学者を原則としますが、他区からの参加者も可とします。ただし、学習の趣旨に即して年齢、対象地域を限定することは可能です。

- (6) 受講料については無料とします。ただし、受講者個人にかかわる教材費・保険料・保育料など受益者負担となる費用については、受講者から徴収してください。教材費などを徴収した場合は、収支を精算し、その執行状況を参加者と市民館に報告する事が必要です。
- (7) 実施場所は宮前市民館については、宮前市民館（ただし、大ホールは除く。）又は宮前区内の公共性のある施設等とし、菅生分館については、菅生分館又は向丘地区（*1）内の公共性のある場所とします。

- (8) 学習形態については、事業の趣旨に即して、単発の講演会をイベント形式で実施するだけでなく、交流や発表会、展示会、シンポジウム、フォーラム、見学会など自由で多様な形態を取り入れられるものとします。そのような中でも、異なった立場、考え方の人が対等に意見交換できるような配慮が必要です。
- (9) 講師・指導者・助言者などについては、専門家だけでなく、地域課題・生活課題についての当事者・市民活動関係者に事例報告・話題提供などを依頼することも、市民同士の学びあい・交流を促進する上で重視したい点です。
- (10) 事業の実施による成果物等については、川崎市に帰属します。

7. 提案方法

(1) 提出書類

団体の応募にあたっては、市民自主企画事業を提案する場合は市民自主企画事業企画提案書（第2号様式）を提出するとともに、次の書類を提出してください。ただし、個人が応募する場合には企画提案書及び個人に関する申出書（第4号様式）を提出します。

- ア 団体の規約
- イ 会員名簿
- ウ 前年度の活動報告書・決算書
- エ 今年度の活動計画書・予算書
- オ 団体に関する申出書（第3号様式）

(2) 提出期間 2022（令和4）年1月6日（木）から1月21日（金）午後5時までです。

郵送の場合は1月21日必着とします。直接持参とメールについては1月21日午後5時までです。

(3) 提出方法 直接持参かメール、郵送とします。（FAXは不可とします）

「市民自主企画事業企画提案書（第2号様式）」を確認し、市民自主企画事業の趣旨及び実施要件を満たさないと判断した場合は、その理由を明らかにし、受理しないことがあります。

なお、ご提出前に、必ずご相談にお越しくください。（説明会時の相談も含む）事前にご相談されずにご提出いただいた場合は、提案要件を満たしていても受理しかねることがあります。

(4) 提出先

宮前市民館 〒216-0006 川崎市宮前区宮前平2-20-4 宮前市民館
メールアドレス 88miyasi@city.kawasaki.jp

菅生分館 〒216-0015 川崎市宮前区菅生5-4-11 菅生分館
メールアドレス 88sugasi@city.kawasaki.jp

8. 事業の選考など

- (1) 提案された企画提案書については、専門部会において川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条に基づき非公開により、選考を行います。
- (2) 事業の選考にあたっては、予算、労力、施設の適正使用などを考慮し、実施可能な範囲で選考します。
- (3) 提案内容が、市民自主企画事業以外の宮前市民館事業又は菅生分館事業で実施することが適当だと考えられる場合は、宮前市民館又は菅生分館と応募された団体又は市民（個人）と協議の上、移行することがあります。
- (4) 市民（個人）から提案された企画案が選考された場合は、改めて公募した企画運営委員と提案した市民（個人）を含めた5人以上で企画運営委員会等を組織し、学習計画を協議した上で、事業を実施します。

- (5) 事業の計画・運営段階において不都合が生じたとき宮前市民館又は菅生分館が判断した場合は、事業の実施を取り消すことがあります。
- (6) 予算に残額が生じた場合は、再募集をする場合があります。

9. 宮前市民館及び菅生分館の役割

- (1) 経費については、川崎市の委託料とします。学習計画ができた段階で、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）により川崎市と企画運営委員会又は団体との間で委託契約を交わし、事業の実施前に一括して支払うものとします。
委託契約にあたっては、企画運営委員会又は団体は、所定の書式による見積書・事業計画書（学習計画書）等を提出していただきます。
- (2) 委託料以外の収入については、次のものも経費に充てることができます。
 - ア 参加団体・グループを募ってのイベント事業については、参加団体・グループからの適正な範囲での負担金。
 - イ 民間からの助成金や賛助金、寄付金などで公共性を損なわない範囲のもの。
- (3) 委託金額については、特に規定はありませんが、事業の趣旨を踏まえて適切に積算し提案するものとします。
- (4) 支出の費目については、講師等謝礼、保育謝礼、消耗品費、印刷費、通信費、会場使用料、物品借上げ料等とします。
講師等謝礼の額は、川崎市教育委員会社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表に準ずるものとします。また、受託した企画運営委員会又は団体のメンバーに講師謝礼等を支払うことはできません。
保育謝礼は、予算編成に応じて、委託料・参加者からの実費徴収のいずれかで支弁するか、またそれぞれの合算とすることができます。
- (5) 会場と広報の協力
 - ア 会場を宮前市民館又は菅生分館とした場合、教育委員会主催事業として会場使用料は無料となります。
 - イ 内容を確認し、チラシの公共機関などへの配布の手配、川崎市、宮前市民館又は菅生分館ホームページへの掲載など。（チラシなど広報物を職員と一緒に作成することもできます）
- (6) 企画運営会議への参画
よりよい事業を目指して、企画運営委員会または団体と市民館職員で構成される企画運営会議を開催します。この会議では、企画運営委員会または団体と市民館双方が対等の立場で建設的な意見を交わし、具体的な事業の企画や実施方法などを協議していきます。

10. 個人情報の取扱い

事業の運営にあたり、知り得た個人情報は、次の点に留意し漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を取り、適正な維持管理を行い、事業終了後速やかに破棄するものとします。

- ア 個人情報を目的以外に利用しないものとします。
- イ 個人情報を主催者以外へ提供しないものとします。
- ウ 個人情報を複製しないものとします。
- エ 個人情報の受信及び送信並びに記録媒体の收受、送付及び管理・保管は宮前市民館の保有個人情報管理責任者が行うものとします。
- オ 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等が発生した場合は速やかに宮前市民館の保有個人情報管理責任者に報告し、その指示に従うものとします。

1 1. 実績報告及び内容の公表

事業終了後速やかに、関係書類（事業報告書、参加者名簿、出席簿、学級日誌等）を添えて、委託業務完了届一式（委託業務完了届・収支報告書・実施報告書）を提出するものとします。また、事業の公正性、透明性を高めるため、別途学習成果を宮前市民館又は菅生分館が主催する生涯学習交流集会等で、報告・公開するものとします。

1 2. その他、関係する要綱など

この事業は、別途定める川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱によるものとします。

(第1号様式)

市民自主学級企画提案書		提案年数	<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> () 年目
館名		提出日	年 月 日
学級名 仮称で結構です。			
企画意図 なぜこの学級を提案しようと思われたかについて簡潔にご記入ください。			
取り上げる課題 地域や社会の課題などを箇条書きでご記入ください。			
課題の解決 課題の解決に向けて考えていることをご記入ください。			
公益的な事業 地域に求められていると考える点や、実施することで期待できる地域への効果についてご記入ください。			
発展性 学級が終了した後、地域などでの学びや成果の広がりについてご記入ください。			
実施館との協働 協働で得られる効果や実施館と企画を考えていく取り組み方についてご記入ください。			

<p>主な学習内容</p> <p>①学習内容の大まかな流れ ②学習の進め方、学習方法など ③参加対象、会場 ④継続して提案する場合は、過去の事業との相違点や発展性についてご記入ください。 ⑤開設時期及び時間帯についてお考えのことをご記入ください。</p>	<p>⑤希望に○をつけてください。 1 おおよその時期（春・夏・秋・冬） 2 曜日（月・火・水・木・金・土・日） 3 時間帯（午前・午後・夜間） 4 特に希望なし</p>																
<p>希望学級</p> <p>短期・長期のどちらを希望していますか。</p> <p>保育の併設</p>	<p><input type="checkbox"/>短期学級(5～9回)</p> <p><input type="checkbox"/>長期学級(10～15回)</p> <p><input type="checkbox"/>併設を考えている <input type="checkbox"/>併設はしない</p>																
<p>経費</p> <p>おおよその内訳をご記入ください。</p>	<table border="1"> <tr><td>謝礼(講師等・保育謝礼)</td><td>円</td></tr> <tr><td>消耗品費</td><td>円</td></tr> <tr><td>印刷費</td><td>円</td></tr> <tr><td>通信費</td><td>円</td></tr> <tr><td>会場使用料</td><td>円</td></tr> <tr><td>物品借上料</td><td>円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>円</td></tr> </table>	謝礼(講師等・保育謝礼)	円	消耗品費	円	印刷費	円	通信費	円	会場使用料	円	物品借上料	円	その他	円	合計	円
謝礼(講師等・保育謝礼)	円																
消耗品費	円																
印刷費	円																
通信費	円																
会場使用料	円																
物品借上料	円																
その他	円																
合計	円																

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

提案する方・団体についてご記入ください。

<p>提案者・団体代表者</p>	<p>団体名</p> <p>個人で企画提案する場合は不要です。</p>	
	<p>フリがな</p>	
	<p>氏名</p>	
	<p>住所 電話番号 FAX番号 メールアドレス</p>	<p>住所：〒 -</p> <p>TEL： FAX：</p> <p>e-mail：</p>

これまでに、教育文化会館・各市民館・分館で実施された実績をすべてご記入ください。

実施年度	市民自主学級・市民自主企画事業の別（事業名）	実施館
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	

※市民団体については次のものを添付してください。

団体規約（必ず）

会員名簿（必ず）

前年度活動報告書・決算書（書式自由）

今年度活動計画書・予算書（書式自由）

団体に関する申出書（第3号様式）

※個人情報については、川崎市個人情報保護条例に基づき事業執行の目的に限り使用します。

※提案が4年目以上の団体については、今年度の活動において下記のいずれかに該当する場合のみ提案出来ます。該当する番号に○をつけ、その具体的内容を下欄にご記入ください。

- 1 これまでの学習成果を活かし、地域における新たな学習活動へ発展することが見込まれる。
- 2 これまでの学習成果を活かし、地域の課題解決に取り組む市民活動へ発展することが見込まれる。
- 3 これまでの学習成果を成果物（報告書等）として公表し、地域への活用が見込まれる。
- 4 災害等により、市民学級を開設できなかった。

内
容

※個人については次のものを添付してください。

個人に関する申出書（第4号様式）

(第2号様式)

市民自主企画事業企画提案書		提案年数	<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> () 年目
館名		提出日	年 月 日
事業名 仮称で結構です。			
企画意図 なぜこの事業を提案しようと思われたかについて簡潔にご記入ください。			
取り上げる課題 地域や社会の課題などを箇条書きでご記入ください。			
課題の解決 課題の解決に向けて考えていることをご記入ください。			
公益的な事業 地域に求められていると考える点や、実施することで期待できる地域への効果についてご記入ください。			
発展性 事業が終了した後、地域などでの学びや成果の広がりについてご記入ください。			
実施館との協働 協働で得られる効果や実施館と企画を考えていく取り組み方についてご記入ください。			

これまでに、教育文化会館・各市民館・分館で実施された実績をすべてご記入ください。

実施年度	市民自主学級・市民自主企画事業の別（事業名）	実施館
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	

※市民団体については次のものを添付してください。

団体規約（必ず）

会員名簿（必ず）

前年度活動報告書・決算書（書式自由）

今年度活動計画書・予算書（書式自由）

団体に関する申出書（第3号様式）

※個人情報については、川崎市個人情報保護条例に基づき事業執行の目的に限り使用します。

※提案が4年目以上の団体については、今年度の活動において下記のいずれかに該当する場合のみ提案出来ます。該当する番号に○をつけ、その具体的内容を下欄にご記入ください。

- 1 これまでの学習成果を活かし、地域における新たな学習活動へ発展することが見込まれる。
- 2 これまでの学習成果を活かし、地域の課題解決に取り組む市民活動へ発展することが見込まれる。
- 3 これまでの学習成果を成果物（報告書等）として公表し、地域への活用が見込まれる。
- 4 災害等により、市民事業を実施できなかった。

内
容

※個人については次のものを添付してください。

個人に関する申出書（第4号様式）

(第3号様式)

年 月 日

(宛先) 館長

申請者

団体名

住 所

氏 名

印

電 話

団体に関する申出書

次の要件を満たしていることを申し出ます。

- (1) 団体は、当該行政区内（分館は設置地区内）を主な活動場所とし、5人以上で構成され、広く入会を受け入れ、民主的に運営されていること。
- (2) 主たる活動目的が、営利を目的とするもの、特定の政党・政治団体、宗派・宗教団体の利害に係わるもの、公共の利益に反するものではないこと。
- (3) 川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。）の委員又は委員が所属している団体ではないこと。
- (4) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号のいずれかに該当及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者でないこと。
- (7) 公序良俗に反しない団体であること。

(第4号様式)

年 月 日

(宛先) 館長

申請者

住 所

氏 名

印

電 話

個人に関する申出書

次の要件を満たしていることを申し出ます。

- (1) 当該行政区(分館は設置地区)に在住・在勤・在学している者であること。
- (2) 川崎市社会教育委員会議規則(昭和52年川崎市教育委員会規則第1号)別表の専門部会の欄に掲げる専門部会(教育文化会館及び各市民館に限る。)の委員ではないこと。
- (3) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと。
- (5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号のいずれかに該当及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者でないこと。

～ 企画提案に向けてのポイント ～

この表は、企画段階から押さえておきたいポイントをまとめたものです。

このポイントをもとに企画を考え、企画提案会で説明するとわかりやすいと思います。

	ポイント	説明
1	<p>「課題」の解決</p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は、地域や社会の課題について、その解決に向けた学習を行うものです。</p>	<p>○今、地域や社会のどのような課題の解決に向けて、どのような学習が必要なのかを考えて企画しましょう。</p> <p>※個人的な趣味やスポーツ・レクリエーションを目的とした事業は原則として対象になりません。</p>
2	<p>公益的な事業</p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は教育文化会館・市民館・分館が市民と協働で実施する公的な社会教育事業です。</p>	<p>○公の事業として、市の予算や公的な施設などを使って行いますので、多くの市民が学ぶことを望んでいる企画や学習の成果が広く地域へ拡がることを期待できる企画を考えましょう。</p> <p>※提案グループへの助成や活動補助を目的とした事業ではありませんので、日常活動や内部研修、会員募集などの企画は対象になりません。</p>
3	<p>地域づくりへの発展</p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は、生涯学習・市民活動を推進し、地域づくりへの参画を支援するものです。</p>	<p>○学びの成果が個人にとどまらないように、参加者同士や関係する人々が出会い、交流し、話し合うことができるように工夫しましょう。</p> <p>○事業終了後に、地域における市民の学びの場づくりやボランティア等の市民活動などの社会参加につながるように工夫しましょう。</p>
4	<p>市民と市民館の協働</p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は、市民と市民館が協力して企画・運営していくことにより市民の参画力を高め、新しい公共性の確立を目指しています。</p>	<p>○市民館と協働で事業を行うことにより、提案グループがこれまでの活動で培ってきた経験やノウハウを活かし、学習の成果をより高めるように工夫しましょう。</p> <p>○市民館と提案グループが協力し合って、事業を企画し、運営することそのものが学びの場となるように取り組みましょう。</p> <p>※個人提案は、提案会で実施が決定したら企画運営委員を公募して市民館と協働で実施していきます。</p>
5	<p>地域を活かす</p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は、地域の特性に応じた魅力的な事業の実施を目指しています。</p>	<p>○地域には様々な知識、技能、経験を持った方々がたくさん活躍しています。また自然や歴史、伝統芸能など、地域には大切な資源が多くあります。地域の特性や特色を活かして、その地域にふさわしい魅力的な事業を企画しましょう。</p>
6	<p>予算の適正性</p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は、適正な予算で効果的な事業の実施を目指しています。</p>	<p>○講師謝礼、紙や文房具、切手代など、事業実施に必要なものを適正に積算しましょう。</p> <p>○事業で作成したものを個人が持ち帰る場合の材料費や、個人に対して掛ける保険料等の費用については受益者負担とします。</p>



タイムスケジュール

スタートブックの取得 12月1日(水)～ 宮前市民館・菅生分館等

- 事業の提案に向けた資料「スタートブック」で事業の概要などを確認して、準備を進めてください。

企画提案書の作成

- 企画提案書を書く段階から、職員も一緒になって考えます。
宮前市民館・菅生分館の職員に、いつでもご相談ください。

事前相談 ※要予約 1月14日(金)午後4時まで

- 企画提案書について事前相談を行います。ご提出前に必ずご相談にお出でください。事前のご相談がなく企画提案書をご提出された場合、受理しかねる場合があります。
- 事前に予約の上、1月14日(金)午後4時までにご相談にお出でください。

企画提案書の提出 1月21日(金)午後5時まで

- 1月6日(木)～1月21日(金)午後5時の期間にご提出ください。
- 企画提案書のご提出は、直接来館、メール、郵送で受け付けます。

企画提案会 2月20日(日)午後1時～5時半 宮前市民館

- 提案者は、企画提案会への出席が必要です。
- 提案数により時間に変更となる場合があります。
- 企画の選考は、社会教育委員会議（宮前市民館専門部会）で行います。
※選考は非公開です。

企画の決定

「難しそう」「大変そう」と思われるかもしれませんが、市民館の職員がお手伝いをします。難しいことも大変なことも、嬉しいことも楽しいことも、一緒に分かち合いながらカタチにしていきませんか？

あなたの声を、お待ちしております！

